

令和5年12月18日  
総合政策局社会資本整備政策課

## 国土交通省のインフラ長寿命化に関する取組状況を取りまとめました ～インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップ結果（令和4年度末時点）～

国土交通省では、令和3年6月に「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新に向けた取組を推進しています。

この度、令和4年度末時点の取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

### I. インフラ長寿命化の取組状況

#### 1. 個別施設計画<sup>※1</sup>の策定状況

昨年度まで策定未了の施設があった「都市公園」において策定完了するなど、20 施設分野において計画の策定が完了しています。一方、13 施設分野では未策定の施設が残っており、これらについては、例えば、補助金・交付金事業において計画策定を要件としていることを改めて周知するなど、早期の策定を促進していきます。

※1 インフラ長寿命化行動計画に基づき、各施設管理者が個別施設毎に長寿命化の方針を定める計画。個別施設計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築することとしている。

#### 2. 点検・修繕の実施状況

各施設分野にて定めた定期点検サイクルに基づく施設の点検については、概ね順調に進捗しています。また、点検結果に応じて修繕・更新等を適切に実施していく必要がありますが、多くのインフラを管理する都道府県・市区町村等では、修繕等では未着手の施設が未だ多く残っており、予防保全型メンテナンスへの本格転換に向けて早期に措置が行われるよう支援を行う必要があります。

### II. 各分野の数値指標の進捗状況

第2次行動計画において、施設毎の具体的な取組についての令和7年度末時点<sup>※2</sup>での数値目標を設定しています。令和4年度末時点では、「道路分野の1巡目点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の着手率」や、「官庁施設分野の新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数」など一部の指標について目標を達成しており、その他の数値指標についても、引き続きフォローアップを実施していきます。

※2 一部指標を除く

国土交通省では、国が管理する施設のインフラ老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体等がインフラ老朽化対策を適切に実施していくため、引き続き支援に取り組めます。

○ 詳細は、以下のホームページに掲載しています。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03\\_01\\_03.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_01_03.html)

#### 【お問い合わせ先】

総合政策局社会資本整備政策課 梶原・羽田

（代表 03-5253-8111（内線 24206, 24284）、直通 03-5253-8982